

多賀城市津波・洪水ハザードマップ作成業務委託仕様書

1 業務名

多賀城市津波・洪水ハザードマップ作成業務

2 業務の目的

津波・洪水災害等に関して、津波発生時等における浸水予想区域や避難場所等を住民にわかりやすく明示することにより、迅速な避難行動を促すことを目的とする。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 履行期間等

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

印刷部数：35,000部

納品方法：発注者が指定する場所（多賀城市内）に受注者が納品するものとする。

5 提案上限額

12,683,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 提出書類

受注者は、業務の着手、完了にあたり、次に掲げる書類を提出するものとし、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

(1) 業務着手時

- ア 業務着手届
- イ 業務実施計画書
- ウ 業務工程表
- エ その他発注者が指示する関係書類

(2) 業務完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果品納入届
- ウ 請求書
- エ その他発注者が指示する関係書類

7 業務内容

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、地域防災計画等の関連資料の内容及び本市における防災の実態を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、津波・洪水ハザードマップ作成における計画準備を行うものとする。

(2) 資料の収集整理

過去の水害履歴等、本業務に必要な資料を収集するものとする。

(3) 津波・洪水ハザードマップ原案作成

津波・洪水ハザードマップは、既存のマップを更新し、基図の縮尺や防災情報などの基本条件を設定し、津波・洪水ハザードマップ原案を作成するものとする。

なお、原案の具体的な整備内容については、企画提案書作成要領の1(4)に掲げたハザードマップ整備方針に基づくものとし、また、具体的な内容のうち、形式、頁数は提案によるものとする。

(4) 津波・洪水ハザードマップ印刷用データ作成

作成された津波・洪水ハザードマップ原案データを、イラストレーターにて印刷用データを作成し、印刷前の色調等の確認を行うものとする。

(5) 津波・洪水ハザードマップ印刷

印刷仕様の詳細については企画提案書によるものとする。

(6) 津波・洪水ハザードマップウェブサイト掲載用データの作成

ウェブサイト掲載用データも合わせて作成すること。

8 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与するが、受注者は、貸与品について責任をもって保管し、汚損等を生じさせないように十分注意するとともに、業務終了後速やかにこれを返却するものとする。

9 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次に示す各種法令等に基づいて行うものとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）

(3) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

(4) 水防法（昭和24年法律第193号）

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成17年法律第37号）

(6) 防災基本計画

(7) 宮城県地域防災計画

(8) 多賀城市地域防災計画

(9) 各ハザードマップの手引き

(10) 多賀城市会計規則

(11) その他関係法令・通達、各ガイドライン等

1 0 一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務のうち履行の全部、主要な部分又は契約金額の概ね2分の1以上に相当する部分を委任し、又は請け負わせることをしてはならない。
- (2) 業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託承諾申出書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- (3) 本業務の主要な部分はハザードマップ原案作成業務とし、受注者が自ら履行しなければならない。

1 1 その他

- (1) 本業務で使用する資料や成果品等、業務上で知り得た事項については、発注者の了解なく外部に開示しないよう秘密の保持に十分留意しなければならない。
なお、特に個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、市担当者との協議し、又は指示を受けて解決するものとする。
- (3) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (4) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- (5) ハザードマップの作成に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮するものとする。

1 2 成果品

本業務の成果品として納入すべきものは、下記のとおりとする。

- (1) 津波・洪水ハザードマップ（形式は各社提案） 35,000部
- (2) 津波・洪水ハザードマップ印刷現行データ（AI方式） 一式
- (3) ウェブサイト掲載用データ（PDF方式） 一式
- (4) その他、発注者の指示によるもの 一式

1 3 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、受注者及び第三者に留保されるものとする。